

何故A案(中山案)でないといけないか

2009.4.30

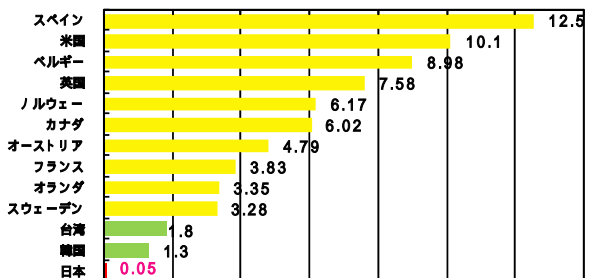
1) 我が国の臓器移植法

- 心停止後の提供
 - 腎臓・眼球 家族の承諾で可
 - 脾臓 本人の書面による意思表示と家族の承諾
 - 脳死下の提供
 - 心・肺・肝・脾・腎・小腸・眼球 本人の書面による意思表示と家族の承諾
- *: 15歳未満の提供はできない

2) 臓器提供の意思決定の方式

- Presumed Consent (推定同意)方式
 - 本人が提供拒否を表明していなければ提供は可
 - 東・北ヨーロッパ・仏・伊・ベルギー
 - Opting-in方式
 - 本人の提供意思があれば提供は可
 - 本人意思が不明の場合は家族の同意で提供は可
- WHO指針 1991; 多くの国で採用されている

3) 人口100万人あたりの年間心臓提供者数



4) 本邦における移植登録患者の予後 2009.3.31 JOT

	心臓	肺	肝臓	腎臓	脾臓	小腸
現待機者数	128	111	239	11,940	160	1
死体移植済	65*	59*	63	2,338**	59	4
死亡	120	165	323	2,388	23	0
生体移植済	-	28	140	1,729	3	0
海外渡航	36	2	22	-	0	0
取消	12	2	74	13,760***	15	0
その他・不明	0	0	0	12	0	0
累計	361	367	861	32,167****	260	5

* 心肺同時移植1例を含む ** 心停止下献腎移植含む
 ネットワーク移行時の重複登録別除分を含む、* ネットワーク移行時の重複登録者を含む

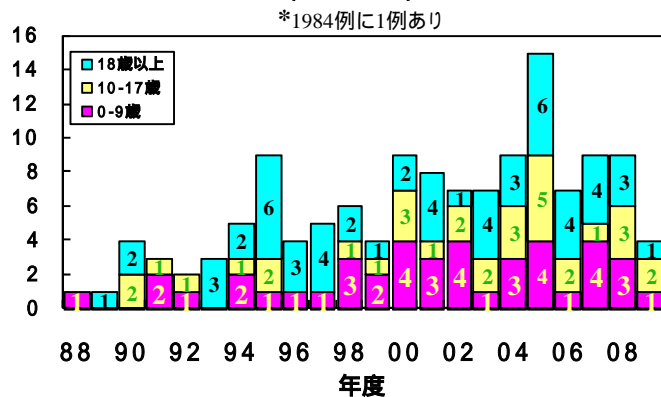
心移植

- 国内の心移植適応患者数は年間228~670人と推定
- 2008年12月末までに347人しか登録されておらず、待機中に33人が渡航移植を受け、105人が死亡している。
- 適応患者の1年生存率を50%、適応患者数年間400人として推計すると、法制定後12年間に約5000人が死亡

肝移植

- 国内の肝移植適応患者数は年間約2200人と推定
- 2008年12月末までに825人しか登録されておらず、待機中に21人が渡航移植を、136人が生体移植を受け、305人が死亡。

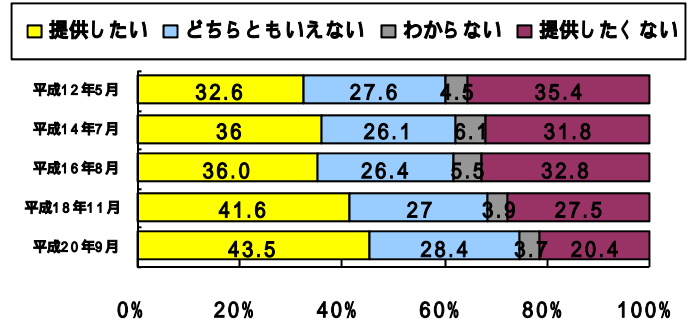
5) 海外渡航心移植の推移(計131例*)(2009.4.14現在)



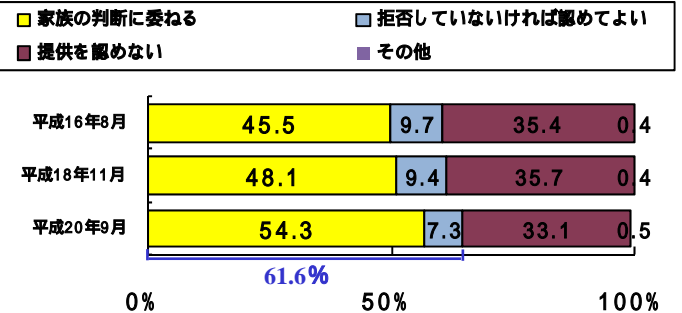
6) イスタンブール宣言 国際移植学会 2008.5.3

- 臓器売買・海外渡航移植(非合法なもの)などは、人道的・社会的・国際的に問題あるものと考え、世界レベルで反対すること
- 死体(脳死・心停止)ドナーを自国で増やし、臓器移植を増やすように呼びかけること。
- 生体ドナーは、ドナー保護を最優先し、選定や移植に関わる総合的な保障の制度を国家的に取り組むこと。
- 2009年1月に世界保健機関(WHO)理事会で上記内容が承認され、5月にWHO総会で最終的に決定される予定
- すでにドイツ、オーストラリアは日本人の海外渡航受け入れを中止し、米国内も5%ルール徹底する施設が多くなった。

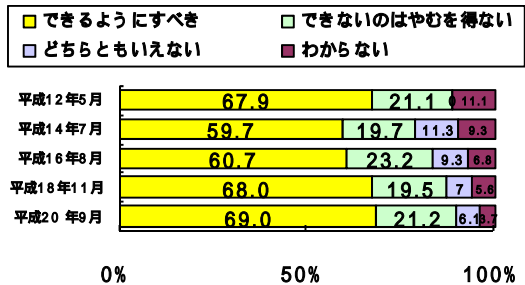
7) 内閣府意識調査 脳死臓器提供の意思



8) 内閣府意識調査 本人の意思表示のない場合



9) 内閣府意識調査 15歳未満のものからの臓器提供



10) 内閣府意識調査 意思表示カードの所持状況

